

萩市健康福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 萩市の保健・福祉を総合的に推進するため、萩市健康福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、萩市の保健・福祉、介護保険、地域リハビリテーションを一体的に推進する計画について検討、審議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員150人以内で組織する。

2 協議会の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者及び市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(参与)

第7条 協議会に参与を置く。

2 参与は別表の者をもって充てる。

(専門部会・圏域協議会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会又は圏域協議会を設置することができる。

2 専門部会・圏域協議会の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体等関係者及び市民のうちから、市長が指名する。

3 専門部会・圏域協議会は、第5条の規定に準じ、会長、副会長を置くものとする。

(調査研究等の委託)

第9条 協議会は、必要に応じて学識経験者、保健・医療・福祉等関係者又は団体に調査研究を委託することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

萩市健康福祉推進協議会参与

No.	機 関 名	職 名
1	参与 (事務局)	福祉部 部長
2		福祉政策課 課長
3		高齢者支援課 課長
4		萩市地域包括支援センター 所長
5		福祉支援課 課長
6		子育て支援課 課長
7		保健部 部長
8		健康増進課 課長
9		地域医療推進課 課長
10		川上総合事務所市民窓口部門 総括
11		田万川総合事務所市民窓口部門 総括
12		むつみ総合事務所市民窓口部門 総括
13		須佐総合事務所市民窓口部門 総括
14		旭総合事務所市民窓口部門 総括
15		福栄総合事務所市民窓口部門 総括